

## いまさら聞けない行政用語

### 市区町村における「手数料」とは

調査部研究員 熊部 真

#### 1 はじめに

自治体は、住民等に行政サービス（住民票の交付や粗大ごみの回収、施設の貸出等）を提供する際、その対価として料金を徴収<sup>1</sup>しています。

これらの料金を一まとめにして、手数料だと思っている方はいませんか。また自治体職員の皆様は、住民の方から「税金は払っているのに、住民票を取るのになぜ別に料金を支払う必要があるのか。」と聞かれた事があるかもしれません。実はこの料金には、手数料や使用料といった区分や、区分毎の法律上の根拠等があるのです。

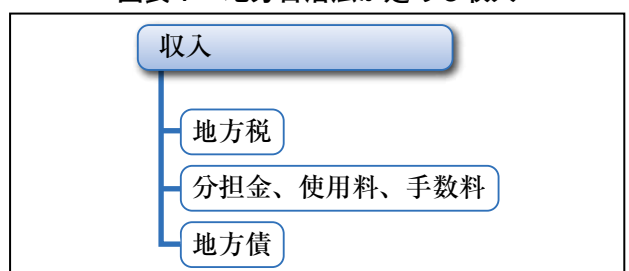
今回は自治体における「手数料」について、法令上の根拠や料金額の定め方等を説明します。

#### 2 「手数料」と「使用料」

「手数料」と似た概念として「使用料」があります。これらは図表1のように歳入<sup>ii</sup>（収入）の一種であり、行政サービス提供への対価として地方自治法（以下、「自治法」と言う。）第228条に基づき、条例で定めた上で徴収される点は共通しています。

ただし、「手数料」が図表2のように自治法第227条を根拠に、特定の者のためにする事務への対価として徴収されるのに対して、「使用料」は、自治法第225条を根拠に行政財産の使用又は公の施設の使用への対価として徴収される点で、性質が異なります。

図表1 地方自治法が定める収入



#### 3 根拠と位置付け

自治体が提供する行政サービスの対価として「手数料」を徴収できる根拠は、自治法第227条「普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる」との規定にあります。自治法第228条において「…手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない」ともされています。

また、本稿では詳しく触れませんが「手数料」は、調定<sup>iii</sup>という手続きを経て徴収される歳入（収入）の一種であり、図表1のような位置付けになっています。

なお、総務省の平成26年版地方財政白書（平成24年度決算）によれば、「手数料」及び「使用料」は、自治体の歳入総額の約2.0%を占めます。

このように「手数料」は、法律の根拠に基づいて徴収されており、その金額等は議会の議決を経て条例で定めなければいけません。また、「手数料」は歳入（収入）の一種であることから自治体存続の根幹であり、非常に重要な存在だと言えるでしょう。

ここから、自治法第227条等で定められた「手数料」について、市区町村に馴染み深い住民票や戸籍抄本に係る部分を中心に述べていきます。

図表2 「手数料」「使用料」徴収の根拠法令等

区分	主な根拠法令	行政サービス例
手数料	<ul style="list-style-type: none"> <li>自治法第227条、228条</li> <li>地方公共団体の手数料の標準に関する政令</li> <li>各市区町村の条例</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>住民票や戸籍抄本の写し等、各種証明書の取得</li> <li>粗大ごみの回収</li> </ul>
使用料	<ul style="list-style-type: none"> <li>自治法第225条、226条、228条</li> <li>各市区町村の条例</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>体育館や駐輪場等、公共施設の利用</li> <li>下水道の使用</li> </ul>

## 4 受益者負担の考え方

多くの市区町村では「手数料」を条例で定めるにあたり、予め基本方針を策定してから条例案を議会に提出する等の手順を踏んでいます。

そこで重要なのが、サービス利用者に応分の負担を求める、受益者負担の概念です。

この概念は、利用者が受けたサービスについて、その費用を税金ではなく、受益者（利益を受ける者）側で負担すべきとの考え方です。

市区町村が行政サービスを提供するには、費用が掛かります。その費用は大部分が税金で負担（公費負担）されていますが、サービスを利用しない人の税金も含まれているため、不公平が発生しないように配慮する必要があります。

市区町村は、この受益者負担と公費負担を適切に組み合わせた上で「手数料」の金額を設定し、受益と負担の公平性を保った上で行政サービスを提供できるように努力しています。

### コラム

#### 【金額が一律な戸籍抄本と、バラバラな住民票】

「手数料」について戸籍抄本の場合、すべての市区町村では450円です。それに対して住民票では、A市で300円、B市で350円と言った具合に金額がバラバラです。

戸籍抄本の場合、自治法第228条第1項の規定から、「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」に定められた標準事務として、全国的に統一の金額が政令の基準で定められています。

それに対して住民票は、この標準事務に含まれないため、各市区町村が受益者負担と公費負担のバランスを考えながら原価を計算し、それぞれ金額を設定しています。

3章で述べたとおり戸籍抄本・住民票は市区町村が条例で定める「手数料」であるのにも係らず、金額が一律・バラバラな違いがあるのは、このように両者で法律上の扱いが異なるためなのです。

## 5 料金額の定め方

「手数料」の金額は、市区町村によって詳細な計算方法は異なるものの、受益者負担を原則に、定期的な見直しや他市との均衡も考慮しながら、原価を基に算定されています。

算定式の例は図表3のとおりですが、市区町

村は基本方針の中で、原価算定の基本ルールを明確化し、統一的な方法で料金額算定を行えるように工夫を重ねています。

図表3 「手数料」算定式の例

手数料 = ((1分当たりの人件費A × 処理時間(分)) + 物件費B) ÷ 年間処理件数 A：職員給料、職員手当等 B：消耗品費や印刷製本費等、事務執行に必要な費用
--

## 6 消費税の課税・非課税

市区町村の行政サービスの料金は、消費税が非課税扱いになる印象があるかもしれませんが。しかし、消費税は国内の事業で対価を得て行われる取引に原則課税されるため、一部の「手数料」の原価には消費税が含まれています。

例えば診断書の交付や粗大ごみの回収・処理等に係る「手数料」は課税扱いです。そのため、消費税率の引き上げ（5%から8%）を受け、平成26年4月1日から、「手数料」の金額を改定した市区町村があります。一方、戸籍抄本に係る「手数料」は消費税法第6条の別表1における「国等が行う一定の事務に係る役務の提供」に該当して非課税のため、消費税率の改定の影響を受けず、金額は変わりませんでした。

更なる消費税率の引き上げ（8%から10%）が論議される中、「手数料」金額の原価の考え方として重要なポイントと言えるでしょう。

## 7 終わりに

各市区町村は「使用料・手数料の基本方針」や「受益者負担の基本方針」といった形で「手数料」の根拠を住民に示し、自治体としての姿勢を周知した上で「手数料」を納めてもらえる様に努めています。皆様が仕事で「手数料」を徴収する機会もあるかと思しますので、根拠を知っておくためにも、改めて各市区町村の基本方針等を確認してみたいはいかがでしょうか。

i 行政機関が法や規約などに従って租税・手数料などを国民からとりたてること

ii 国・地方公共団体の一会計年度における一切の収入

iii 地方公共団体の歳入を徴収しようとする場合において、地方公共団体の長がその歳入の内容を調査して収入金額を決定する行為